

太宰管内志

肥後之四

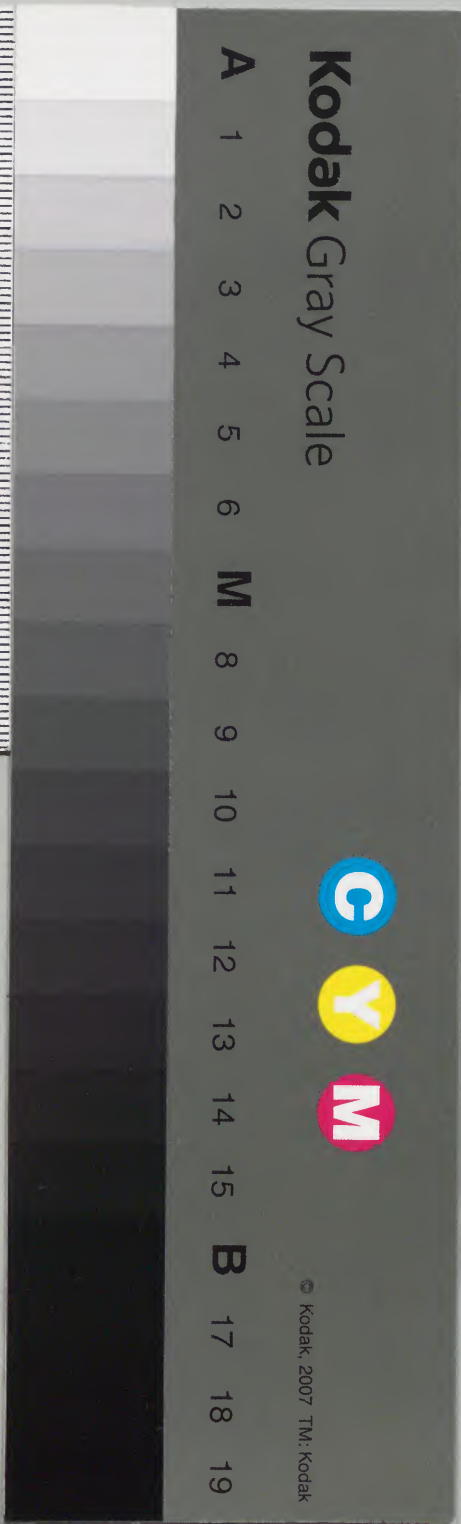
飽田郡
合志郡
山本郡

一七五三番

和書門			
二九六〇一	二〇八二	八二	
號	函	架	冊
類			

内閣文庫			
二九六〇一	二〇八二	八二	
號	冊	架	冊
類			

内閣文庫			
番號	和	29601	
冊數	82 (12)		
函號	176	44	



Blank page with a faint rectangular border and extremely faint, illegible text impressions.

Blank page with a faint rectangular border and extremely faint, illegible text impressions.

太宰管内志

肥後之四

合志郡

延喜式子肥後國合志郡向和名抄子肥後國合志加波志

とあり子名義詳子持統天皇紀子皮石と書子因子考

て合字を加波子借子多子のあり子此例子加不子の音を子持統天皇紀子

十年四月戊戌以追大貳授伊豫國風達郡物部藥與肥後國

皮石郡壬生諸石并賜人絶四匹絲十約布二十端鍬二十口

稻一千束水田四町復戸調役以慰久苦唐地三代實録廿九

卷子貞觀十八年九月九日參議太宰權帥從三位在原朝臣

明治十一年

行平奏管肥後國合志郡擬大領日下部辰吉於所部正六位
奈我神社河邊獲白龜一云云東鑑二卷鎮西合志合志太郎
云云同書四十卷小建長二年三月一日造閑院殿事之其目
録云云築地一本合志太郎肥後國軍記略子天文十八年七
月大友義鑑將討從當國指遣軍勢先陣佐伯惟教志賀親安
二陣志賀鑑高朽網鑑安三陣田原一黨及大分國崎等士此
外旗本加玖珠日田兩郡士四千餘騎其勢都合六千餘騎押
入于當國阿蘇郡阿蘇民部大輔即時降參於是義鑑之先子
取圍合志常陸人居城雜兵千余人楯篋千城防敵一日有十
三度之迫合寄手破二三之丸於大友方森迫三十郎生年十

七歲立三本菖蒲立物於兜真前進之處合志士卒爭先欲討
取之取篋千多勢中遂討之見菖蒲立物押小短冊其歌曰
伊能知与利名古曾惜祀礼武士能道乎婆誰毛如此也
於毛波牟
常陸人防術盡而遣使於敵陣則出人質降參因之豊後勢解
圍云云軍記畧説ハ古本九筋軍記三卷説ハ
因是也西國太平記三卷ハ天文廿
年トありさて合志伊勢守親為ト云
七軍記ト見之タリ以一族アリベシさて郡の大様ハ和名
抄九卷子合志郡合志水川山道鳥島口益鳥取郡ト上六清正
記子合志郡四万八千五百五石二斗九合二勺寛知集子合
志郡六十村村名帳子
五十四村など見之タリさて地圖子因て按

多小合志郡東方阿蘇郡よとなり。南方ハ郡よとなり。
西方ハ飽田山本二郡よとなり。北方ハ菊池郡よとなりて。
東西六七里。南北三四里ありて。土地の廣き事菊池郡よも
増き。郡東ハ山あり。郡南ハ川あり。是阿蘇郡南御より出
て飽田託麻二郡の堺。又郡北ハ小川あり。北川西方山本
と流きて海ハい。郡南ハ官道あり。熊本より阿蘇ハ郡中平
川ハ一ハ成。玉名郡南ハ官道あり。至道筋なり。郡中平
地多くして。土田廣。肥後小鏡ハ合志郡竹迫古城。從熊本
三里廿丁。城主合志伊勢守只岑。同兵庫頭高久。同藏人大夫
親賢。同伊勢守。同書ハ領内山名之事。合志郡ハつ。の嶽野
崎出。同書ハ領内川名之事。合志郡合志川。白川。

○合志郷

和名抄ハ合志郡合志郷あり。名義ハ合志郡の郡家を置
く處なり。長瀬氏云。合志郡合志郷の名今傳ふ。足
按る。地圖ハ八代郡の南ハ合志村あり。葦北郡ハ近し。是
ハ合志郡よも處ハい。く。多。う。い。て。ふ。し。か。き。事。な。し。と。地
名の例ハ合志郷ハ引
出つるなり。

○水川御

和名抄ハ合志郡水川郷あり。水ハ氷の誤。ハ諸國ハ多
長瀬氏云。合志郡水川。今詳な。ば。郡中ハ水川とも水川と
も云處ある。こ。し。な。し。上田氏云。九品圖ハ水川とハ一見。さ
も。と。も。水。川。と。云。ハ。肥。後。圖。も。見。え。ね。む。い。う。なり。上田
氏ハ。い。え。る。水。川。ハ。氷。川。あり。べ。ハ。八代郡ハ氷川と云處あり。

川と云ふれらるる水と石とハ字形といふく異なり
を是れと云ふ
らど加し

○山道郷

和名鈔子合志郡山道郷あり山道ハ也万遲と訓べし名義
ハ山中の道筋なるべし肥前風土記曰山道川其源出郡北
山と云事あり是れ山中
の道のあるところあり地理いさぶ考へに強ていさぶ郡
東阿蘇子通ふ處なるべきなり

○鳥島郷

和名抄子合志郡鳥島郷あり鳥島ハ等志麻と訓むべし
地名の鳥ハ多くトの一言より例
なり肥前國養父郡鳥栖止須などあり名義ハ上百子鳥と

多く飼へる處なるべし鳥取郷も此郡又鳥飼と
地名など諸国も多し長瀬氏

云今託麻郡子鳥島村あり合志郡の堺子近り水は是なり常
地園と按る郡西子鳥栖村田島村あり是等
由ある事よとありぬを考ふべし

○口益

和名抄子合志郡口益あり

○鳥取郷

和名鈔子合志郡鳥取郷あり鳥取ハ止々利と訓むべし和
國日根郡鳥取止々利とあり鳥取部の居あり處なるべし鳥
止利などあり鳥取部の居あり處なるべし鳥
由あり郷地今詳なくば長瀬氏云合志郡鳥栖村あり是鳥
取栖とありしをあくぬり山本郡鳥田郷など皆
鳥の事よ由あり

○奈我神社

三代實録廿九卷。肥後國合志郡云云。正六位上奈我神社

とあり。全文ハ初引。奈我ハ那何と訓べし。名義ハ永の意なるべ

し。山又川の長さ云々。地圖と按ずる。郡北ハ永村

あり。山本郡ハ流入川の南傍。つりり。神社の事ハいさぶ

委くも考へば。長瀬氏の説。奈我神社と云今きう。肥後人久敬云。今里俗説。妻越村の内福龜と

云所の民隣村高永宮の迎。白龜と得て。阿蘇大宮司より奏達せし。云々と。詔傳へし。云々。

○山本郡

延喜式。肥後國山本郡あり。和名鈔。肥後國山本。夜未毛

止とあり。名義ハ山ハ依て負せし。聞ゆ。山城國級喜郡。下。棋津國河

邊郡。山。下。と。さ。て。三。代。實。録。二。卷。ハ。負。觀。元。年。五。月。四。日。分。肥。後。國。合。志。郡。始。置。山。本。郡。東。鑑。六。卷。ハ。文。治。二。年。

二月七日。今日廣元賜肥後國山本庄。是義經行家謀逆之間。

謀申事等始終符合。殊就。被感思。食被加其賞。之隨一也。太平

記九卷元亨三年。江島合戰。切腹ノ人々ニ。山本八郎入道と

あるハ是り。筑後の山本郡。肥後小鏡。山本郡下野山古

城。從熊本五里。城主内古。鎮房九代相續。岩野古城。宗大和

守平兼信とあり。郡大様。和名抄。山本郡三重。高原。鳥田。

山本。殖生。佐野。本井。郡。已。上。七。清。正。記。ハ。山。本。郡。二。万。五。千。六。百。

七十六石。四斗三升八合。寛知集。山本郡三十三村。なと

へあり。方位等の事ハ。地圖子依て按ずる。東方ハ合志郡
よとなり。南方ハ飽田郡よとなり。西又北方ハ玉名郡よと
なり。東西三里餘。南北二里餘。國中第一の小郡カ
也。郡西よ山多し。又郡中よ官道二筋あり。南西方よあるハ
玉名郡より飽田
郡よいふ筋あり。又中らよあるハ是も玉名
郡の東辺より飽田郡よいふるもぢなり。

○碧岩寺

肥後國小鏡よ。碧岩寺領五石。敷五段三畝十八歩。四段居屋
敷とあり。碧岩寺ハ。合志郡坂井村よあり。

○三重牧

延喜式よ。肥後國三重牧馬若有起群者進上。餘充太宰兵馬

及當國他國馭傳馬。和名鈔よ山本あり。三重ハ美倍と訓べ

伊勢國三重、美倍など
和名抄よえへあり。名義ハ。三重姓のよめし處と聞

ゆ。牧、趾いまぶ詳なすに。

○三重馭

延喜式よ。肥後國三重馭あり。馭、趾今ハ詳なすに。な次な
る三重郷の件も聊考ふべし。

○高原馭

延喜式よ。肥後國高原馭馬。又高原傳馬あり。印本上の高原
と高原よ造る

誤り。今
私よ改めつ。高原ハ。多加波良と訓べし。名義いまぶ考へば。

竹原の意
りてし有む。地理も又詳なすに。あひて思ふよ。玉名郡内
東南のつよ。岩原高野

なりと云處あり。此辺ありてあり。むら。うら。ど。か。の。大。清。水。あり。ハ。北。に。向。ふ。り。て。あ。れ。を。郡。塚。の。事。聊。か。ぶ。や。う。な。り。高。野。と。高。原。と。あ。る。時。ハ。江。田。大。水。等。の。取。の。事。ハ。上。卷。よ。行。て。大。清。水。よ。至。る。な。り。

○三重郷

和名鈔。山本郡三重郷あり。筑後國山本郡。又豊後國大野郡。も。も。三。重。郷。と。り。小。あり。

式。の。れ。る。三。重。取。三。重。牧。此。郷。中。よ。あ。る。べ。し。地。理。い。ま。じ。

詳。な。り。ば。志。い。て。い。ま。じ。郡。南。よ。あ。る。べ。き。ら。そ。の。古。に。郡。北。

より。郡。南。よ。通。る。取。路。有。り。か。く。ん。と。思。え。る。し。由。あ。り。う。れ。

む。郡。北。の。驛。ハ。高。原。な。る。べ。し。い。ま。じ。け。高。原。件。よ。

○高原郷

和名鈔。山本郡高原郷あり。高原取。ハ。此郷中よあるべし。

い。ま。じ。詳。な。り。ば。強。て。い。ま。じ。上。み。と。云。る。如。く。郡。北。に。向。る。

べ。し。郡。北。に。宮。原。と。云。村。も。あ。り。さ。て。か。う。ね。て。お。り。小。に。郡。

大。清。水。村。當。郡。の。北。に。あ。る。と。上。卷。よ。古。ハ。玉。名。の。内。な。り。む。

と。し。て。大。水。よ。向。て。あ。れ。も。今。又。岩。原。の。向。り。と。山。本。郡。の。

り。岩。原。ハ。玉。名。郡。の。内。に。あ。り。て。大。清。水。の。北。に。あ。れ。を。

○鳥田郷

和名鈔。山本郡鳥田郷あり。鳥田ハ。等利多と訓。又トダ

り。む。名。義。地。理。と。も。よ。詳。な。り。じ。あ。ひ。て。い。ま。じ。郡。の。東。南。の。隅。

ト。リ。ガ。と。誤。る。事。常。に。多。し。端。田。と。カ。ン。ダ。と。唱。ふ。る。な。と。ト。リ。と。

ト。又。ト。と。を。ト。と。後。世。よ。多。き。あ。や。ま。り。な。り。七。

○山本郷

和名鈔子山本郡山本郷あり。名義ハ、郡家と置きし處な
るべし。さて東鑑六卷子。文治二年二月七日乙卯。今日廣元
賜肥後國山本庄。是義經行家謀逆之間計申事等始終符合
殊就被感思食被加其賞之隨一也云云。御領目錄子。肥後國
山本庄などあり。郷地今ハさぶらひなり。重て按ずる子。う
ハ此郷のこの事子あり。さぶらひして山本一郡の地と云子。て
もあむむり。廣元子あり。さぶらひするもさぶらひするも一郷と
なり。さぶらひするもさぶらひするも一郷と云子。て
郡と云して日田庄といへりしこと子。さぶらひするもさぶらひするも一郷と云子。て

○埴生郷

和名抄子山本郡埴生郷あり。印本子埴生郷と誤り。今上
田氏子考子因て何れなり。

埴生ハ波爾布又波とよむべし。下総國埴生波爾布と何れなり。

國遠賀郡埴生ハ今ハアと唱ふるなり。名義ハ埴土ツチの處

あり。地理今さぶらひなり。郡の東南子上生村あり。是

上生今ハ合志郡の内なり。山本郡の地子近し。九易軍記子天正比埴生集人と云人入へるなり。

○佐野郷

和名鈔子山本郡佐野郷あり。佐野ハ差奴又佐とよむべし。

名義ハ野原子因て負せしむべし。大和國佐野渡地理今ハ

詳なり。佐志子いへり。郡西子有べき。郡西平野下野辺

田野平野郡南などあり。又郡東子岩野小野など子あり。尚考

べし。

○本井郷

和名鈔云山本郡本井郷あり本井ハ毛等為と云むべし名

義ハ井由有て負せしむべし井沃云肥後國山本郡鹿子

水色甚赤し何故と云事をあはれぬ長瀬氏云今玉名郡よ

用木村あり是本郷の名残なるべし山本郡よ近處なり地

を按ずるよ山本郡より西北の隅ありて用木村あり

○鹿子木

太平記世八巻云鹿子木云云とあり鹿子木ハ加奈子支と

云むべし今の入りり鹿子木と負せしむ故由ハ鹿子の来

し事ありて負せしむべし山鹿郡乃地名ありしと云かり

井沢氏の説前子出あり

○菱形池

神皇正統記云欽明天皇三十一年冬肥後國菱形池邊民家

児甫三歳神託曰我是人皇第十六代譽田八幡麻呂也諸州

垂跡于神明今又顯于此其後差勅使移而鎮座於豊前國宇

佐宮譽田本名而八幡為神後自所稱者也元亨親書又宇佐

宇佐郡菱形池と云委くハ豊前志下巻子引出るると考合べし公事根元集云欽明天皇の

御代子初て筑紫の肥後國菱形池と云處よ跡を垂み小人

皇十六代譽田天皇八幡凡なりと託宣ありき譽田ハカと

の御名ハ幡ハ垂跡の号後ハ豊前國宇佐の宮子云づまり

みいりうほ云々などあり。菱形ハ。比志加多とすむべし。名
義ハ。池形の菱の如くなるよるるべし。和名鈔ハ。陸
菱方（ま）直理郡菱沼。益軒先生此扶桑紀勝五卷ハ。肥後國
比之奴万（ま）じもあり。山本郡ハ。菱形池あり。又菱形宮と云もありと云へあり。又
長瀬氏の説ハ。山本郡圓臺寺村ハ。菱形池と云物今も有て。
そこよ八幡社もありとあり。地圖ハ。因て按ずるハ。圓臺寺
の北ハ。つさく村なり。久敬云。岩洞の中ハ。小池是ハ
八幡大神始て出現の地と云。或説ハ。その池と云ハ。別ハ。田
端ハ。あり。り。里倍の説ハ。此谷ハ。形自然と菱形ハ。似
う。田畔岩洞。より。二町斗ハ。小経の傍ハ。一ハ。池。直四五尺
長ハ。八九尺。深ハ。三尺。さ。野水あり。此池ハ。形ハ。菱ハ。似
多。是を古の菱形の池あるとも。諸傳へり。と云。菱ハ。形
池ハ。穴ハ。幡の所ハ。あり。木のその
宿と云所の辺なりと云。

○飽田郡

延喜式ハ。肥後國飽田郡あり。和名鈔ハ。肥後國飽田。安伎多
とあり。名義ハ。詳な。出羽國ハ。山本郡。又秋田郡あり。
あり。又津國ハ。さ。て續後紀十七卷ハ。承和十四年三月丙申
朔。從三位大藏卿平朝臣高棟。家令肥後國飽田郡人。正七位
上。建部公弟益。男女等五人。賜姓長統朝臣。貫附。元京三條。同
兼和元年二月。件ハ。肥後守從五位下。三代實録五卷ハ。貞觀
栗田朝臣飽田麻呂と云。七。多。三。代實録五卷ハ。貞觀
三年八月廿一日。肥後國飽田郡大領外從七位上。建部公負
雄。借外從五位下。元亨秋書十三卷ハ。釋。俊。符。字。不可棄。肥後
川。飽田郡。母藤氏。而數日。母桑樹下。經三日。無禽獸之害。阿

師往見之。以為祥兒。抱歸付母乳養。以故苾自字焉。云云。四歲時母氏與其舅池邊寺珍曉童稚而有老成之量。七歲讀佛書。終終即誦。又暗書焉。九歲州之味木縣吏源憑見其幻敏而無父。養而為子。名曰自然。一日延飯田山寺僧讀大般若經。憑以苾聰慧。雖稚而加僧員。諸比丘讀至奇字。試問苾。苾應對詳悉。諸僧相顧歎異。共字之曰音義。十歲讀妙法華六日而終焉。十四從飯田之真俊學顯密之教。云云。十八落髮。十九於太宰府觀世音寺受具戒。云云。建久十年四月率秀賀二弟附商舶。泛滄溟。五月著宋之江陰軍。云云。嘉定四年春二月及明州。乘蘓長六舩。駕溟波。著長州安武郡。乃建曆改元。辛未歲也。云云。負

應三年十月。依肥州刺史平家連請。入相州。云云。此後の文。初肥州官吏。

秦氏有女。年十九。臥病。弥留。医巫拱手殆屬。續輿至寺。迎蓋。秦氏与苾有檀契。女若不起。記極濟也。已而蓋然。父塔悲慟而失度。母氏泣啓曰。我女平居常志剝落。而父塔及妾不聽。不幸早夭。不童不果。素心亦妾等之遺殃也。縱雖死。髮願賜薤蘆。又救極之一端也。苾慙而剃髮。而授戒。又哽壺重啓曰。既遂夙志。恨女之不知也。豈無法力之片時。蘓息乎。願加慈驗。令我女知本志焉。苾憐焉。即課密法。及後夜。女身暖。回到明朝。吐氣。眼開。禺中時。言語如常。父母歡甚。問女曰。汝陰中有何事。女曰。我唯上人。灌頂之室。聽法事。覺身爽。朗如夢醒。不知死也。父母携婦。家遠。迎聞見。莫不嘆敬。又同州周氏。妻產數子。每產甚艱。殆入死地。而其兒皆夭。又孕焉。已徑三年。未誕。劇苦不可言也。医巫無驗。周氏詣起果。乞救於印。語周氏曰。苾法師。蘊密教。秘軌。吾聞彼法。銷宿殃。祛重苦。子其乞渠焉。周師來。訴苾拒之。不許。周氏借命於印。苾到。周家修七佛藥師法。頃軌。建續命神幡。時暴風俄來。破屋折樹。苾誓曰。法若成。就願幡。疏不為。風壞。果如誓。第七夜。孺人夢童子來。揖曰。我是母家之夙夙也。入汝胎。擬汝命。者數矣。這回已決焉。而日本苾師修法。威神轉我。怨對還得。果脫自今。以後不有慘毒。竟後身體爽健。召姆探胎。姆曰。無孕事。

何乎孺^ハ合家嘆異とあり。さまで
要^ハ事^ハを本文^ハの挙^ハに。初^ハ徭倦遊歸本邦^ハ棲

遲^ハ筒嶽^ハ伐^ハ松^ハ艾^ハ荆^ハ創^ハ一^ハ伽藍^ハ号^ハ正法寺^ハ當^ハ夷基^ハ趾^ハ往往^ハ有^ハ礎石^ハ。
徭以^ハ石基^ハ偶^ハ合^ハ為^ハ勝地^ハ。宴^ハ居^ハ於^ハ此^ハ。或^ハ授^ハ密灌^ハ。或^ハ宣^ハ戒法^ハ。往^ハ來^ハ緇徒^ハ常^ハ百餘^ハ。建^ハ保^ハ六^ハ年^ハ夏^ハ和^ハ州^ハ刺^ハ史^ハ朝^ハ散^ハ大^ハ夫^ハ中^ハ信^ハ房^ハ以^ハ仙^ハ遊^ハ寺^ハ。
与^ハ徭^ハ徭^ハ居^ハ此^ハ寺^ハ。徭^ハ又^ハ改^ハ泉^ハ涌^ハ云^ハ云^ハ。初^ハ建^ハ久^ハ六^ハ年^ハ。徭^ハ在^ハ筒^ハ嶽^ハ正^ハ法^ハ寺^ハ。味^ハ木^ハ縣^ハ人^ハ辨^ハ慶^ハ夢^ハ入^ハ一^ハ山^ハ寺^ハ。空^ハ中^ハ忽^ハ有^ハ神^ハ僧^ハ。告^ハ曰^ハ筒^ハ嶽^ハ之^ハ徭^ハ師^ハ者^ハ五^ハ百^ハ生^ハ修^ハ道^ハ之^ハ人^ハ也^ハ。汝^ハ盍^ハ拜^ハ之^ハ。覺^ハ後^ハ感^ハ喜^ハ詣^ハ寺^ハ。礼^ハ謁^ハ歎^ハ密^ハ云^ハ云^ハ。喜^ハ祿^ハ三^ハ年^ハ閏^ハ三^ハ月^ハ八^ハ日^ハ夜^ハ逝^ハ。年^ハ六^ハ十^ハ二^ハ。九^ハ弟^ハ軍^ハ記^ハ云^ハ。天^ハ正^ハ七^ハ年^ハの^ハ秋^ハより。肥^ハ後^ハ國^ハ中^ハの^ハ軍^ハ主^ハら^ハ大^ハ友^ハと^ハ背^ハく^ハ。中^ハより^ハ七^ハ城^ハ越^ハ前^ハ守^ハ親^ハ賢^ハと^ハ云^ハを^ハの^ハハ^ハ。初^ハハ^ハ山^ハ鹿^ハ郡^ハ城^ハ村^ハと^ハ云^ハ處^ハより^ハ居^ハ城^ハに

ありしを。父親冬が時に至り。菊池政隆と荷擔し赤星隈部
と合戦し。永正六年より彼城を追落させしむ。舅は鹿子木
寂心と名の。隈本の城よりありしが。寂心子なくして是
小家を附属に。うら子城。越前守隈本城主と成。年月をへけ
るが。宇土託麻とい領地。塚るれば。互に争奪やまざりりり。
然るより大友の武威。日々に衰へゆくこととをりりりり。
や。宇土八代隈。庄より一味して。内々の島津より心をよせあ
らんと。同書より天正の頃大友家幕下士。島津或は龍造寺より
味方して。此飽田川より合戦して。大友方士御舟。城主甲斐宗
雲がよめ追うる。なとてくあり。又郡大様は和名

抄九卷ノ能取郡宮前加幡小垣私部粟北天田川内水門殖
木下田市田蚕養己上十二清正記ノ飽田郡七万四百二十
九石六升四合七勺ノ村名喋ノ飽田郡九十六村ノとあり又
地圖ノ因て按ずル也東方ノ託麻合志二郡ノとなり南方
ハ益城宇土二郡ノとなり此方ハ川と西方ハ海を隔て肥
前國高来郡ノとなり北ハ玉名山本二郡ノとなりて東西
四五里南北六七里あり郡中ノ官道又大川あり是白川な
入て郡中央をへく又郡東ノ細川家の居城あり人物花
麗なりとリ郡ノ大山なくして平地上田多く又海辺の
民魚塩の利を得るもの多しといへり肥後小鏡ノ飽田郡

川尻古城從熊本二里城主河尻三郎源實明河尻肥後守幸
俊同外城古城加悦飛驒守上代古城同一里一丁城主今福
民部少輔一説民部兵衛同書山名件ノ飽田郡金峰山從熊
本二里余立田山岩戸山高橋山同書川名件ノ飽田郡牧崎
川坪井川白川河尻川同書湊名件ノ飽田郡川尻高橋小島
浦西遊記ノ肥後國熊本ノ加藤清正の靈を祭りて清正公
社とリ熊本ノてハ別而の大社ノ一國の尊敬甚し今
城ハ慶長六年八月中旬より清正主のつりれ多くなり古
城の東茶臼山として居りし高き處と今の城よりありて
らまくなり其前佐々陸奥守成政が居り城ハ今の南方家
中のある處より山崎として一處ありし古城とリ是なり地
圖ノ熊本城ノ西南ノ近く春日村あり是安閑天皇紀な
る火國寺ノ倉の趾とさこゆされども託麻郡三宅御和

名抄子為人其地さぶりなむねを春日屯倉古ハ託麻郡
の内なりしあり土地も託麻郡も甚道故も春日屯
倉の事ハ四の三宅御子引出て論へり
三宅御事ハ下巻あり考合て

○曾男神社

文德實録九卷子天安元年六月甲申在肥後國從五位上曾
男神授正五位下とあり曾男ハ素塙とらむるいふ詳な
らば長瀬氏云曾男神今詳なれば但火國國造遲男江余神
社ハ飽田郡古府の趾あり今ハ廢其跡飽田郡の北岡
祇園社内ハ今小祠と建て遷て曾男神ハ是りといへり此
説子因て暫く此處子挙て後考を
ありて古の襲國の地子ありぬと處子ありべし今この地理

と以ていと日向薩摩子さかへる球磨郡の内ハ又ハ阿
蘇郡知保郷の内よてもあるべし又かり小曾男の二字
上を音もろび下を訓もろむいさなり似つるも
ぬこちもろれを上ハ勇の誤もてイサヲノ神もあ
ぬの勇をイサとらむ事ハ勇山部などの如くこれとイ
サヲなど云地名も地圖ハハのせがれを是も覓束かし

○藤崎宮

百練抄十七卷子建長七年二月廿日中納言資季卿参入被
定申藤崎社假殿近宮日時諸神根元抄上卷子五所別宮
外筑前國大分宮肥前國千栗宮肥後國藤崎宮薩摩國新田
宮大隅國正八幡宮云云己上八幡大菩薩御垂跡也神祇拾
遺子筑前國大分宮肥前國千栗宮肥後國藤崎宮薩摩國新
田宮大隅國正八幡宮件五座在外国不便参詣也仍後柏原

院大永年中。奉移山城國小山庄。とあり。藤崎ハ不知佐幾と
よむ心。名義ハ藤崎宮社記ハ。當社鎮坐之日。勅使三段折
所持之藤鞭埋當郡三所云。神所應之地必有瑞也。即此地所
埋之鞭。經宿枝葉生。故名曰藤崎宮とあり。さて清原元輔集
子藤崎宮子て。子日子。元輔肥後守とあり。事拾遺集ハ云々あり。

藤崎の岸此岩より小生る松いく千代兼て子日過さむ
又綸旨ハ。當社者承平年中。草靈驗無雙都鄙尊崇之神明也。
然而頃年以來。惣國乱逆。迴録度々半断絶之處。忽企造宮寺
社悉復舊貫云云。尤神妙叡感不淺者也。弥全修造之功。可致
國家安泰之懇祈者。天氣如此。享祿二年八月二日。石中將判。

此綸旨ハ神社啓蒙子のせり。なごしあり。さて宗因云。藤崎ハ幡社。在肥

後國熊本城中。所祭神中。應神天皇。左住吉大神。右神功皇后

也。和漢三才圖會ハ。八幡宮在熊本。藤崎祭神三座。應神左住吉。明石神功皇后。朱雀院承平年中建立。後奈良院享祿二

年。綸旨。神宮宮坂氏云。飽田郡鞭崎宮。正殿西向て建。横九

間。入二間あり。是也。三。よわのつ。中殿拜殿等あり。神領百石。

外ハ御供料七十石也。細川家より付らる。是を社家社。僧子配當。神宮

七人あり。外ハ神人六人あり。其行藤氏。一鬼丸氏。一吉永氏。内二人ハ神樂職と云。

人。宮坂氏。二杉尾氏。一是なり。社僧三人あり。弥勒寺。勝城寺。

妙樂寺。是なり。又神護寺と云もあり。寺領三御祭ハ。三月十

五日。藤祭とあり。又八月十五日。放生會の祭あり。大

祭なりと如ふれども肥後國小鏡子神護寺料一百石寄附
米三十俵定護摩定燈料米貳拾石銀三十拾枚此外茶湯料
米九拾俵とあり

○味生池

續紀八卷子養老二年四月丙辰筑後守正五位下道君首名
卒首名少治律令曉習吏職和銅末出為筑後守兼治肥後國
勸人生業云云又興築陂池以廣溉灌肥後味生池及筑後往
往陂池皆是也由之蒙其利于今温給皆首名之力焉とあり
味生ハ阿知不と訓べし名義いざ考へばア子ムヲの住る池イ
負せらるるイ撰津國長瀬氏云味生池の旧地ハ飽田郡池上イ
とも同名の地あり

村あり此池今ハあせと田となれりといへどもな不此
池の事ハ池辺寺の件イも云べし

○浄水寺

後紀十八卷子天長五年冬十月乙卯肥後國浄水寺預定額
寺とあり此寺今ハ詳ならずれど長瀬氏の説ハ今飽田郡
北岡子清水寺あり是彼浄水寺なるべしとあり子因て暫
く此所子拳つイ又石本イも清とありけんイと後子浄イ字イい
がめイるイ豊良寺明日香寺橋寺初瀬寺などの如しイの詞
うイなるイも志イづイとイむイべイきイさイのイ寺イ号イなイれイをイ文
字イのイ音イかイらイずイてイ清イとイもイ浄イとイもイ書イ多イりイとイしイ
あるイべしイ清水寺をイあイづイとイむイこイしイハイ古イ哥イもイん
えイ又イ源イ氏イ物イ語イ玉イ葛イのイ卷イ子イ太イ宰イ府イ清イ水イ寺イ觀イ音イのイ事イとイ志イ

づのみてり。乃 観音といへり。久敬云。飽田郡北岡清水寺靈
應山十手院ハ。天台宗よして。府神護寺末寺也。大同年中坂
上田村丸祈願として。六十餘州に三ヶ所づ。山城國音羽
山清水寺を移建らる。是寺ハ其石迹ありと云傳へり。さ
て後子退轉して。寛永年中子でハ土宗の僧侶。或ハ山伏願
人の類。堂守して住居の處よ。府神護寺二代の住職。秀圓法
印中真已來。台宗の梵宇として相續を。本尊ハ千手觀音な
ると云。左經記よ。西海道云云。阿蘇石清水とある。石清水
ハ是。元經記の文ハ三卷
の丁表よいりり。

○宮前郷

和名抄よ。飽田郡宮前郷あり。宮前ハ。美也佐支と訓べし。日
國宮崎。三也佐岐。名義ハ。上古よ天皇の行宮など造賜へり
なともあり。九國内景行天皇の行宮。地理今ハ詳な。じ。
處なるべし。地圖よ玉名郡の郷名と。う。よ混入。ある
志ひてい。地圖よ玉名郡の郷名と。う。よ混入。ある

玉名郡の西よ宮崎村あり。又ハ。熊本の北よ宮内
と云處あり。これよてもある

○加幡郷

和名抄よ。飽田郡加幡郷あり。加幡ハ。可波と訓べし。ハタカ
よ。河田の意など。み。や。と。か。と。名義ハ。川よ由あり
へ。か。ど。な。か。さ。と。み。が。う。と。し。玉名郡の樺村と此郡よ
て負せ。る。べし。混入。ある。よ。あ。ぬ。ら。と。か。り。と
く。か。ど。此。考。ハ。郷地今ハ詳な。じ。志ひてい。地圖よ郡
北鹿子木の辺小川の左石よ。河東河西の二村あり。是古の
加幡郷なるべき。

○小垣郷

和名鈔よ。飽田郡小埴郷あり。小埴ハ。表加支とよむべきなり。
上田氏ハ。小埴の誤なり。名義地理ともいす。詳なすに。
志ひておろし。小埴ハ。塩ハ。もぎとハ。よまぬもや。サカモギなど
云こし。もぎとハ。さて。是とモギとよむ時ハ。小埴ハ。サカモギよ
て。今の面木村なるべし。面もオモの假名なれむ。多るこ
よ。似あれど。假名づあひのこも多ること。六七百年この
う。の事なれむ。その妨ある事なし。うれど。埴とモギな
ら。ま。せ。む。い。ま。し。の。さ。ま。う。と。あ。る。に。

○私部郷

和名鈔よ。飽田郡私部郷あり。私部ハ。伎佐支都倍とよむべ
し。丹波國因幡國よ。名義ハ。御后のおめよ。一部と置の
るなり。敏達天皇紀よ。六年二月甲辰朔。詔置。日記部私部と
云事え。多きを。飽田郡なるも。此時の事なるべし。又万葉
集世卷

子葛飾郡私部石島と云人々多し。うれを私部後子姓氏
と。なり。多し。と。その。姓。氏。より。又。う。つ。り。多。る。地。名。う。と。も。お
あ。へ。と。あ。か。さ。し。と。此。郷。地。も。今。ハ。詳。な。す。に。し。ふ。

○粟北郷

和名鈔よ。飽田郡粟北郷あり。粟北ハ。又利支多とよむべし。
名義ハ。粟よ。由有て負せらるべし。栗原。又千栗など。粟を地
郷地今ハ。詳なすに。郡北玉名郡内よ。山北と云地名ありて。
此郡よ。迎。れ。ど。是。七。と。い。ん。ど。か。し。

○天田郷

和名鈔よ。飽田郡天田郷あり。天田ハ。阿万多と訓べし。丹波
田。安。万。多。と。名。義。地。理。と。も。い。す。今。ハ。詳。な。す。に。去。り。て。お。ろ。し。
云。七。阿。万。と。名。義。地。理。と。も。い。す。今。ハ。詳。な。す。に。去。り。て。お。ろ。し。
鶴羽田飛田などあり。此辺など。よ。ま。し。ふ。べ。し。

○川内郷

和名鈔よ。飽田郡川内郷あり。川内ハ。加布知と訓べし。國の
加不知すし常陸國河名義ハ。川子由有て負せし事と聞ゆ。
内甲知なつちなりともあり。長瀬氏云。今も飽田郡子河内村あり。鼓漕の下流山川の内
子あり。地圖子即西海子つ
さて河内村あり。

○水門郷

和名鈔よ。飽田郡水門郷あり。水門ハ。美那等とよむべし。名
義ハ。川流の海子入る處なるべし。郷地今ハ詳ならず。されど。
郡南川尻の辺。又ハ白川の末。此二の内なるべし。此外
よ水門などよぶべき處あることなし。

○殖木郷

和名鈔よ。飽田郡殖木郷あり。殖木ハ。宇惠支と訓べし。殖木
郷てウエキと唱ふる。名義ハ。桑などを多く植ふるし地あり。
郷名國々小多し。桑五穀のつぎてハ。桑郷地今ハ詳ならず。此郡子蚕養郷也。
麻第一のつぎてハ。郷地今ハ詳ならず。此郡子蚕養郷也。
あしむ。上田氏云。飽田郡殖木ハ。櫻木と誤る。姓氏分賦
十名和氏云云。頭高櫻木次郎太郎。住肥後國飽田郡櫻木と
ええありといへり。常足いす。姓氏分賦と云ふ。このと見
と云事とさかば。かつか。ゆささ。あさ。あさ。今ハ。今ハ。今ハ。
く引出て論ひ。おら。ま。か。し。か。る。事。子。つ。け。て。も。都。遠。き。國。
ハ。書。よ。ど。が。し。く。て。と。か。し。事。の。多。さ。ハ。
かへ。ん。ぐ。も。こ。う。う。き。と。ふ。な。ん。

○下田郷

和名抄よ。飽田郡下田郷あり。下田ハ。久保多と訓べし。伊勢
藝郡窪田ハ。久保多とあり。又古事記海宮の件よ。名義ハ。
下田と何と書紀よ。窪田とあり。是七クボク也。文字の如くひくさ
處よ。何と田地なり。さて太平記三十八
卷よ。弘安六年。菊池茂次郎。城越前守。宇都宮岩野鹿子木氏
部大輔。下田帶刀。已下云云。ハ。豊後志下卷速見郡
高崎。件よ引出あり。和漢三才圖會肥後國土産。件よ。野大根
久保田。九品圖よ。肥後國ハ。飽田郡。窪田。肥後圖よ。飽田郡
北西大
久保村あり。いづれも同地と云と聞えあり。地圖よ。益城郡
下田村と云
きをそ水とし。あつと混入し。たつと。おと。ハ。別
し。きひが。こ。な。そ。き。か。さ。て。久。保。田。と。大。久。保。と。ハ。別
て。し。あ。る。と。し。や。近。き。處。よ。あ。つ。て。さ。の。の。と。さ。ま。づ。げ。あ。る。事。か。
こ。ま。さ。る。と。し。そ。と。け。し。る。と。の。と。し。て。さ。ま。づ。げ。あ。る。事。か。

○市田郷

和名抄よ。飽田郡市田郷あり。市田ハ。伊知多と訓べし。武藏
里郡市田以知多。名義地理ともよとてあまが。地圖
東よ立田村あり。是と混入し。聞え。益城郡の東よ市
原村あり。是と混入し。聞え。益城郡の東よ市
と益城郡ハ。國中第一の大郡あり。高七十八万石余なり。
と和名抄よ。八郷をの載り。又飽田郡ハ。中郡よ。
て高七万石余なり。和名抄よ。十二郷を載たり。又山本
郡ハ。國中第一の小郡あり。高七二万石余なり。和名抄
よ。八郷を載り。是等よ。つきて。ハ。い。さ。し。り。疑。な。き。よ。あ。
に。さ。て。今。あ。よ。大。郡。小。郡。と。云。ハ。村。數。石。高。ろ。と。推。て。云。
よ。因。て。い。ふ。地。圖。

○蚕養郷

和名抄よ。飽田郡蚕養郷あり。兵部省式よ。肥後
國子養。馭あり。蚕養ハ。古加

比と訓へし。名義ハ古キ蚕と飼へりし處なるべし。菊池郡子養郷
又當郡殖木郷件此郷ハ郡東白川の邊ニ在りしときこゆ。蚕
く蚕養、駅件よ云考ふべし。

○白川

袋冊子よ。肥後國、梶君檜垣老後落魄者也。家集云。住所七無、
なりて水汲がじよ成て。桶引上げて出るよ。國守神拜
よ出給ふ道よさ。ゆひぬれむ。目ごとなる者見つりてい
うでかくと見とがむれむ。守なまぞとこいり水も。名高き
檜垣なりと人のいひりるよ。前よ呼出まば恥か。り水と。
かう水處七なきに。桶うしおきて居し。かむ。いうでかくハ

なりしをとあるよ。おのひらびて。

老して、頭の髪も白川のうづハ汲て成よりる哉

白河ハ件、處よある河なり。後撰の如きハ。大貳興範よあひ

て詠之。後撰集よ筑紫の白川と云處よ住侍よりるよ。大貳

藤原興範朝臣のまのりよりる序よ。水多へむとて

おれを我黒髪も白川のうづをくむ。侍よりる檜垣。と

あり。又大和物語よ。純友がうての使よ。大貳小野好古下

まがりて。水をくむ。恥て来。云云。ぬをく。の我黒髪ハ

藻塩草。大名寄。松葉集。あじよ。此白河と筑前よりる。清

原元輔集よ。玉をぬども裳着せりるよ。
白川の玉藻ハ今宵むらび上つ千年よ清む光あふむ

檜垣家集よ。清原、元輔の如く京へ登りよ。いとこの處よよ
びて初筑後守なりしよ。程もなく此國に來て。二度あひこ
つるよ。今ハ我も人も老あり。まじ筑紫の如くよ來べきよ
あはれいざかき京へなごもをふるよ。妻の周防、傘婦も
のなごかづけて。今かくりふとおもひも出づものとなご
やりよ。いひうるよ。

白川の底の水ひて塵多しむ時こそ君を思ひ忘るめ
なごそくあり。又衆妙集よ。肥後國白川と云つて。細川玄
旨法印の如く。なごの如く。ゆくと末と多のむか
な身ハ白川の如く。なごの如く。なごの如く。なごの如く。
こと見なごの如く。なごの如く。なごの如く。なごの如く。
里許南方よ。白川あり大河なり。其末一里下よ流きて海よ

入る。白川、辺連臺寺よ檜垣姫が石碑あり。殊更よ古くして
見事なるものあり。又此寺よ檜垣姫一代の哥集と云物と
傳來多し。又姫が圖像あり。なごもそくあり。さて此白川
ハ阿蘇郡白川村より流出るよ依て白川とい云なり。阿蘇
託麻合志飽田をへて西流きて海に入る。其間をなごて白
川と云なり。さると下流熊本の南よ至て。殊更よ名高ル水
を。同川なり。此名を阿蘇飽田二郡の内よ挙つ。なご阿蘇
郡白川、件考ふべし。肥後小鏡よ。飽田郡名處風流島白川鼓
瀧とあり。地圖よ因て按ずるよ。蓮臺寺ハ熊本より西よ
つげと。なごの如く。なごの如く。なごの如く。なごの如く。
垣と。なごの如く。なごの如く。なごの如く。なごの如く。

小住しなり。げ小さる事とさしなり。その白川の奄のあ
うりと藤原興範とあり。時水やあるとこそせぬいふと
み其水とく参らんとて。うつこくむといふみなり。云
え。老てかめら姿をむうつこくむといふ申ありとあり。
うつこくむと云事のつけいひびらとちがぐ。初筑前あ
そしとりふハさる語傳もあそしなるべし。井沢氏も後よ
肥後よ来ぬ水とあり。ハ。さる

○長谷寺

肥後小鏡よ。二石六斗四升五合春日長谷寺とあり。檜垣家
集よ。宇佐のくよと。太宰府の兼官あり。肥後國よ来た
るに。其より長谷と云處よ。尋来て。是や名高き檜垣とい聞
ゆると問ふよ。衰てつゆ。いばよ成ると見て。心初より
あつりけむを國と。いなり。

其君なりぬ人のそ名ともいふせん心をせうとを
かなりりいなどかく老よりんなどおこしよ。

心をせまかかとありを君いさしうより外よゆく
處ありと。と。長谷ハ波都世とも。波勢ともよむべ

和名抄よ。大和國城上郡長谷波都勢。上總國長柄郡
谷部波世倍あり。又大和なるをハセともいふなり。

名義ハ。此處よ大和國長谷寺を寫して。造らるより初より
と聞ゆ。中昔よ大やけより一國よ一處あり。長谷寺を造
ぬくことあり。時代ハ今さぶらふかへに。

西遊記よ。天明癸卯の春。肥後國岩戸。觀音の岩窟の中よ。或
人願の事有りて。石よて五百羅漢を彫刻して安置せしに。
其事漸成就して。猶窟の額も安置せんとせしと。ゆや

そくいより通ふべき所ありぬを石工とふごとくしふを
よ入て繩を山の手峰よりつり形ありて辛くして其額よ
いづり。若よえまうぶちありしよ。一所やまゝありしか
むいぶらゝして委くする。小石造一ツと埋むる。是をや
と出して人々集めて開きする。内に一重ハ石造あり。其
蓋ハ檜垣女形自作しり。六字と彫付あり。蓋をひけむ
小像といれあり。像ハ陶器のやうもえゆるものあり。私
よそりふべき小あはれとして。熊本の官府よりていつ。是
を時習館よ下りり。館の學士打集りて其事と書記し。且
其像と摹寫して。石よ忍て紙よりうつしてをてまや。井澤

長秀云。肥後國飽田郡白川の辺。古ハ府中よて淫肆なごも
ありて。檜垣稻荷など云遊女も住ると聞えあり。いふに
哥集よえ。檜垣が後よ住し。長谷と云處も。右の辺よあり。又
云飽田郡白川。辺よ泊瀬山長谷寺と云寺あり。又九岳山蓮
臺寺と云寺もあり。此寺の境内よ。檜垣墓あり。石塔ハ文字
あれども消てるに。又檜垣が水を汲て詣り岩殿山觀世
音も。同郡よあり。其處よ檜垣が砦山下。奄蕙櫻ありといへ
る。又猿樂の信謠よ。是ハ肥後國岩戸と申。山よ居住の僧
よ候。さて此岩戸觀世音ハ。靈驗殊勝なれば。暫く
參籠し所の致景をえり。南西ハ海雲漫々として。万石心
乃内なり。人よれよ。なぐさし多く。致景有て。御里とさ
ふ。誠よ。飽田郡よ觀世音寺の聖跡あり。宝華山雲岩寺と云。其

觀音像ハ異域より至時海上にて風難小逢し舟人禿を以誤て是と融り其像獨片板に乗じて此岸に至り自岩洞裡に入り故岩殿と云其後觀應二年大元東陵瑋禪師洞より其地大淵有りて營構と稱して師是を憂ふ夜夢異類有て自淵の主と稱して名を授尾螺と云和尚營構を止る子因て龍王我をせむ今願くハ此淵を捨て寺趾とせむ吾正西谷に移るべし今龜螺殼を以て喜て其地就て寺とたつ云久く酒て鱗殼河磨師大國主加藤忠廣公又是を修造せらる岩殿の前子一大石あり時人其平なごる我憂て是を碎むは其の夜石精いとを拵して云我ハ此觀音の像と乘り舟人なり誤て其像を頂がに故大石と成て像前ありて其罪を償ふよ罪あかぬ我汝七世の間恨をなすを壊むと云るやを碎く事をやめぬ今舟頭石としてあり此頃隱士道感と云之の有て岩殿の志を壊る事と憂て官中て堅石と以是を修營せり云云扶桑紀勝肥後國岩戸觀音ハ山中石窟の内あり常より開帳せれば限守より二里西なり

前の景より上金峯山として好山あり又藏王権現社あり吉野をかしと此石佛ハ異國より來り云此地奇石怪岩山水草木絶景なり又九品山蓮臺寺とあり白川の南蓮臺寺ハ別と云ぬ地圖ハ熊本の東南さて此長谷と地名の事ハ井沢氏が説く今此方前事なりつまびらなるといふ

○大渡川

古今六帖紀貫之のうま

筑紫なる大渡川大りハ我ひとりのみ渡り浮世り

とえへり又宗祇の作肥後國名處和哥と云もの肥後國赤虜山や白川よりうましがあまねか

皇太子肥後守恭明相擬而造大渡橋在肥後本朝高僧傳世卷

釋義尹弼寒岩。順德帝第三子也。云云首寓博多聖福寺。繼往肥後品。創如來寺。建治中尹募衆緣造大渡長橋。人民皆被其利濟。刺史源泰明嚮仰道風。誓為外護。弘安六年勸諸檀信。復建一寺於大渡。設梵像窳堵。傍曰大慈云云。伽藍開基九卷。肥後國大慈寺。関山禪寺名義尹。号寒巖。顯德帝第三子也。出家登台山。云云入宗。謁天童淨和尚。関四載告歸。寓博多聖福寺。繼遷肥後州。建治二年造大渡長橋。人民頌德。刺史源泰明公重其道價。為法外護。弘安六年募諸檀信。復創梵刹於大渡。榜曰大慈。設梵像窳堵。極其嚴麗。為一方之福田。云。龜山上皇聞之。每賜宸翰。以旌獎之。正安二年八月謝世。報齡八十四。塔曰

靈根馬ともあり。関基記ハ元禄の頃ハ造まらなれど。古書ハなほくべて引出むハいふがなれど。もこのうちあり。大慈寺のこととせむいさうりとのせまふ。くく。元本のよりよてそこをのり引出つ。

神洞子云。大慈寺ハ大寺也。額ハ勅賜大慈禪寺とあり。長瀬氏云。熊本より宇土を通ふ道ハ大河二筋あり。北と白川と。南を緑川と。凡緑川北傍ハ川尻町あり。此辺を大渡と云。古ハ橋を渡せし由なるが。今ハ絶て船渡となれ。大慈寺

ハ大渡川の北より。地圖ハ因て案ずる。此大渡川ハ益郡の堺と流きて。西方海より。益城宇土ハ南あり。飽田ハ北よりあり。うれをこの大流川の渡場ハ益城飽田の間。ふ。是を川七何郡の内ともさぶめが。多り。水。地。圖。大。慈。寺。と。い。ふ。地。名。を。飽。田。郡。の。り。よ。の。せ。又。世。ハ。大。渡。の。大。慈。寺。と。い。ひ。筑。前。と。い。ふ。事。又。へ。多。れ。ど。か。の。ぬ。ハ。例。の。み。ぐ。り。な。る。

事多し水を實地を押して論ふべきなり。かりふ大いし川を筑前とかかりる。貫之の哥は筑紫なる大いし川とあり。因てみづりは彼國とい定めあるものなり。この哥は筑紫とあるは九國をうしていへる名あり。なほ筑前志五、卷遠賀郡名護屋、件は委くきまへうるをひひきさるべし。

○鼓瀧

拾遺和歌集よ。清原元輔肥後守は侍りし時彼國の鼓瀧といふ處を見よありりるよ。ことやうなる法師のよこそへてけふ。うまは法師と有し。檜垣、姫が哥集よを

姫がうづうりめりかきなり。

音よきく鼓瀧を打見を只山川の鳴よを河をける

重之家集よ。重之主筑紫は下られある事あり。同人の琴引、松の歌も日向國よて讀、是と云傳へり。

山風よ吹、る、笛の有、をこそ鼓瀧よありとくくらめ

松葉集よよし人あうは。

打鳴、凡人も無世よいさめなぬ鼓瀧の音のよぞら

なぞえへあり。井沢氏云。肥後國鼓瀧は飽田郡寶華山雲岩

寺のうらちあり。雲岩寺は初めし云。雪の巻よ。觀音の

檜垣、姫が像と云物の事云。飽田郡岩殿山と云。觀音を

そへあり。岩屋のあり。その岩屋のひひりり出あり

といへり。此處はかの姫の深く信じてつねにうでし處

なり。といひつづく。その河より山下奄とて。まうづる

あびことよ立ちし處なりといふ。寺もあり。又うてか

の佛もあむりし水にて。井も河もなり。されどかのり出

たり。しり像は。まことし。いづをぬる。そのなまべし。か

うきとそへあり。此事は初、件どもの中、いづきよか。うき

○池邊寺

元亨釋書叙俊菴傳肥後州飽田郡人云云四歲時母氏與其舅池邊寺珍曉童稚而有老成之量とあり池邊寺ハ伊人倍傳羅とよむべし寺号をこの詞のりよ唱ふる例ハ上淨水寺のらぐりよ委くいへり名義ハ則池の辺に造るるが故なり又元亨叙書叙皇慶傳よ慶游鎮西云云一日於池上奄礼舍利ともあり長瀬氏云味生池の趾北方に池上村あり其處に池邊寺と云との今よあり又敬云飽田郡池上村功德池邊寺獨銛山龍池院ハ天台宗よして叡山正覺院末寺也寺領三石あり元明天皇和銅三年に草創す本尊ハ涌出金子の聖觀音なり往日寺

辺に大池あり故に寺を池邊寺と云村を池上村と稱す是則味生池なりと云此寺の事今よ委く記すハ今よ委く記すかきつといづれの巻より

○蚕養驛

延喜式ハ肥後國蚕養驛馬蚕養傳馬あり和名抄に飽田長瀬氏云今熊本城より東北の隅白川の辺に近き小路名よ子養と呼處あり飽田郡の東端なり川を隔て向ひハ託麻郡なり

○雲岩寺

伽藍開基記九卷よ西海道肥後州飽田郡有觀世音聖跡号

寶華山雲岩寺。其觀音像自異域至。海上值風難船。師以楫誤融之。其像獨乘片板至此岸。自入岩洞中。故曰岩殿。後觀應二年大元。東陵與禪師荷洞上之印至此邦。因就此地將創精舍。其地有大淵。不堪營構。師憂之。一夕夢有異類。自稱為淵主。號梭尾螺。居之有年。因和尚止營構。故龍王責我。今願捨此淵。為寺址。我當徙于西谷。以金鱗螺殼為記。言已遂寤。而其淵果涸。有鱗殼。師大喜。即就其池。建梵宇。號以今名。禪師名永興。字東陵。四明人。天童雲外岫和尚之法子也。先開法于本州。天寧學侶輻湊。後東渡。大振洞上之風。貞治乙巳年五月六日示寂。朝廷聞之。不勝嗟惜。賜諡妙應光國慧海慈濟禪師。久之寺漸零落。時本州前太守加藤忠廣公。復修葺之。岩殿之前有一巨石。時人患其不平。將碎之。其夜石精拍人言曰。我乃載觀音像之船師也。以誤損其像。故為頑石。在于像前。以償其罪。眾尚未訖。汝何故欲壞我。若如是者。我為汝作七世怨矣。因止之。故曰船頭石。至今猶存。近有隱士道感者。患岩殿屢壞。申官以堅石修營之。義峯慈門二沙門相繼住焉。常修其廢。特立閑山石塔。可謂善繼人之志矣。肥後小鏡子。拾石岩戶雲岩寺。とあり。

○往生院

聖光上人傳子。安貞二年戊子冬。於肥後國往生院白川也。修四十
八日別時念佛之時。造授手印。肇立血脈。十一月二十七日始深筆次日終功治

點也朝同日上人對蓮阿語曰。今朝行法之時。善導和尚從道

場後漸步來。立良角容儀如常。齡及四十長高過人。不久而去。

凡在生間感我既得證也。言已流淚。聞人隨喜皆生信仰矣。領

解授手印徹心抄三卷。小奧書本手印。安貞二年戊子十一月廿

八日。於肥後國白川邊往生院御作弁師上人六十七云云。聖

上人傳一卷ハ。弘安八年ハ。誓と云僧の作也。書なり。印本なり。今ハ世ハ。そくな書なり。圓光大師

行狀記。鎮西聖光坊辨長又号筑前國加月庄人なり云云。

安貞二年冬。肥後國往生院ありて四十八日の別時念佛成

修せし水一。時後昆の異義を禁めむがため。一卷の書を

制し。是を末代念佛授手印となぐくとあり。又同書翼賛と

云物。肥後國往生院と云ハ。飽田郡白川の辺あり。授手

印裏書等。相傳ふ。行基菩薩の草創なり。寺家の口實。本

尊弥陀立像。五尺三寸の尊形。安阿弥の彫刻。りるを安に。

聖光上人念佛の道場。多事授手印。自記せし。傳文其

要を略書せし。尔後相継て。宗門弘通の一勝地。よして。其

儀。今ハ断絶せんとあり。此寺の事。いふ由。や。伽藍。開基記。を。みる。に。

肥後小鏡。往生院領百石外。靈供料七俵。外ハ。百。と。あり。八。十。俵。

○川尻

圖書編日本國序肥後國件。開懷世利。とあり。開懷世利ハ。加波

志理とらむべし。太平記七七卷。右兵衛佐殿ハ。河尻肥後

守幸俊が船に乗て、肥後國へを落られりとあり。又九品
軍記に、川尻肥後守幸俊とるへあり。さて地圖を按ずるに、
飽田郡大渡の西よりつゞきて、川尻村あり。大渡川の西より此辺古
の川尻と聞ゆ。今は是より西より新地多く出来て、川尻と云
べき土地のさすよしあり。代、肥後人より川尻より西の牧
村ハ後より出来しものあり。
開ゆれしと、二百年この
くの物よりありに。

○熊本城

肥後小鏡子、熊本城出田信玄、鹿子木三河守親貞、城越前守
親賢、同十郎太郎久基、幼少ニ付城譚岐守入道一、要城主相
續也。佐々陸奥守成政、加藤主計頭清正、今之城者慶長六年

清正始建修、延享武鑑に、細川越中守

從四位重賢、上大名小

五町、献上銀三十枚、卷物十、卯、四月、參府、拜領銀五十枚、卷物七、

御馬、寅、四月、御暇、云云、五十四万五千石、居城肥後熊本、江戶

海陸二百八十八里、大坂迄陸百三十里、大坂より豊後國鶴崎迄海上百七十八里、鶴崎より熊本迄陸三十里、天正

五、佐々陸奥守成政居、後加藤肥後守清正、同肥後守忠廣、寛

永九、細川氏忠利以後代々領之、系圖に、細川、本國清和源氏、

長岡兵部大輔、從四位、侍從源藤孝幽齋、号正二位、法印玄旨、

旨、小鏡子、藤孝ハ三淵伊賀守晴負、入道宗薫ニ男トシテ、細川刑部少輔、元有、養子トシ、兄ハ三淵大和守藤真ト号シテ、

朽木氏の藤孝、嫡子、細川越中守從三位、宰相忠興、法名松向

立、二男、細川玄蕃頭興元、常列矢田部城主也、忠貞、嫡子、細川越中守從

四位少將忠利妙解院 二男細川中務少將立孝宇土城忠

利嫡子細川肥後守從四位侍從光利真源院 女子松平下

總守忠弘室光利嫡子細川越中守從四位少將綱利妙應院

龍二男細川若狹守利重利重子細川末正利昌二男越中

孝室利昌熊綱利嫡子細川兵部大輔從四位侍從吉利 世女

子五人松平豐後守賴路室酒井元衛門尉忠真室細川米女

室綱利義子實利重 細川越中守從四位侍從宣紀靈雲院桃

宣紀嫡子細川越中守從四位侍從宗孝二男細川越中守從

四位侍從重賢為兄宗孝 三男細川織部紀豐女子五人宗對

義如室織田山城守信舊室松平讚岐守泰 一あり熊平城東

端少 西子一里十二町余南より 北より 一里七町余あり

肥後小鏡子三百石妙解寺領外寄附米五十石賄料現米五百廿

五石二百石恭勝寺領外寄附米三十石賄料現米二百石廿

人扶持臨流菴 三人扶持米三十石依向陽菴 十人扶持恭勝寺

飽田島崎靈樹菴 三十石現橫手妙永寺五十石細工町阿弥

陀寺五十石古町西福寺 百石本坪井又本寺三人扶持二段

六畝十八步立田口成就院五十石春日岫雲院 十人扶持坪

井正藏院現米五十石妙解寺 未派海藏寺五人扶持京町仙

勝院三十石西堂位牌所成道寺 銀十枚花畑觀音 十石

○神護寺
肥後國小鏡子神護寺領百石寄附米三十拾俵定護廣定燈料

米二十拾石銀三十拾枚十七日天和 四月茶湯料米三十拾俵廿日慶

四月卯米三十拾俵八日延室 八月米三十拾俵十日室永 六月同也あり

此寺ハ藤崎八幡社僧ナリ。

○本妙寺

肥後國小鏡子。本妙寺領四百石。靈具料毎月銀一枚。祈禱料銀三十枚とあり。本妙寺ハ

○長國寺

肥後國小鏡子。長國寺領五拾石。地子免四石七斗七升二合五勺。祈禱料年々銀二貫目とあり。

○若宮社

肥後國小鏡子。川尻若宮社領七石。此外現米一石。屋敷五段也。

○吉祥寺

肥後國小鏡子。吉祥寺領九畝拾五歩とあり。吉祥寺ハ飽田郡横手村子あり。

○大應禪寺

肥後國小鏡子。大應禪寺領五十石とあり。大應禪寺ハ飽田郡川尻子あり。

○正徳寺

同書子。正徳寺領三石とあり。正徳寺ハ飽田郡三嶽子あり。

○法定寺

同書子。法定寺領四石五升六合とあり。

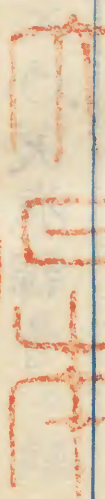
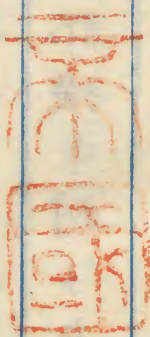
○靈樹菴

同書小。靈樹菴領現米五十石と河見。靈樹菴ハ飽田郡島崎
あり。

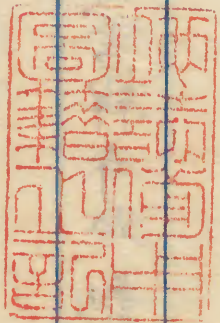
○天福寺

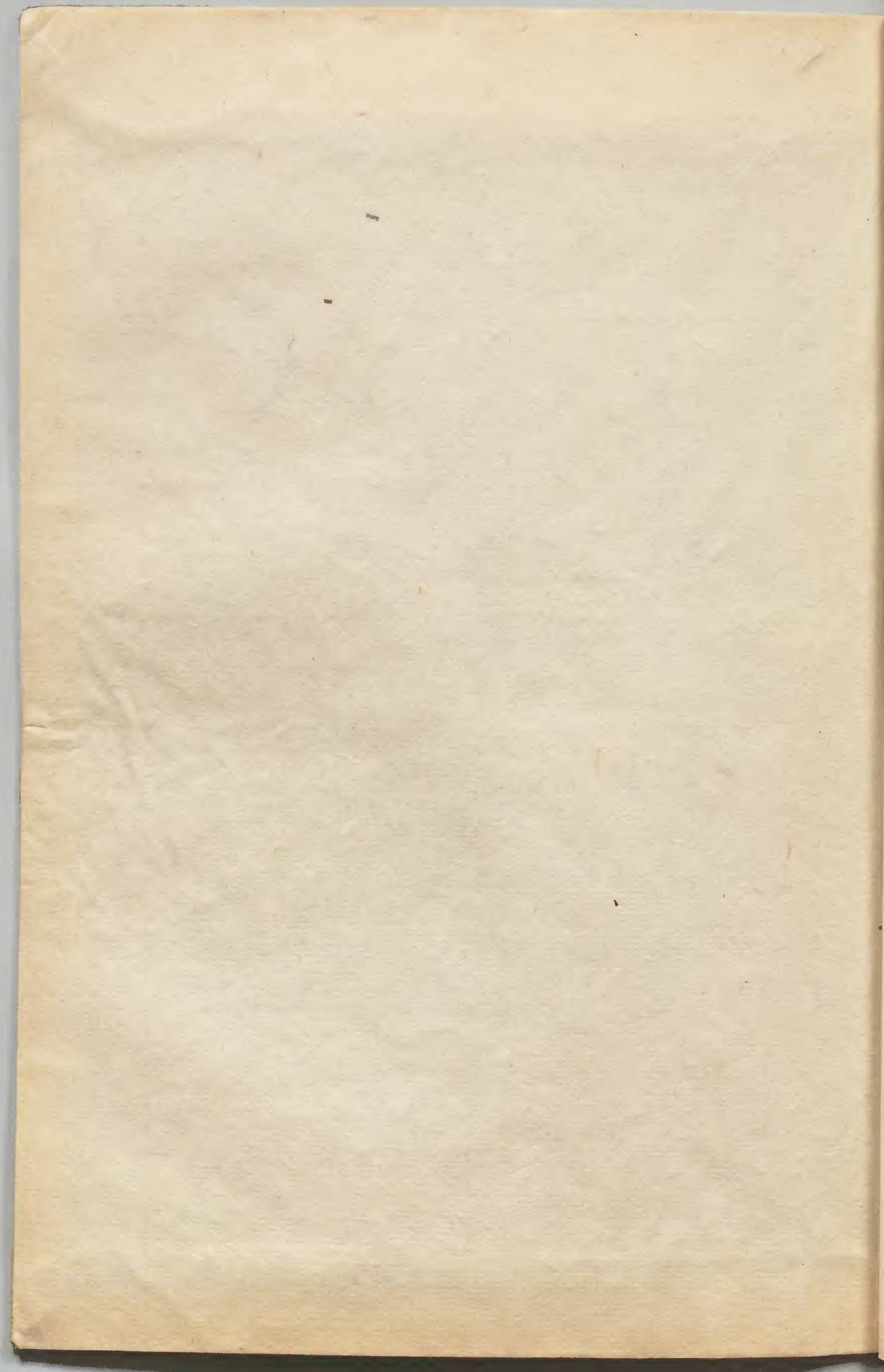
同書小。太神宮領内田新開高廿五石七斗三升四合とあり。

天福寺ハ飽田郡外ささるあり。



太宰管内志肥後之四





Blank page with a faint blue grid pattern, likely a ledger or account book page. The grid consists of approximately 10 vertical columns and 10 horizontal rows. Faint, illegible text is visible within the grid, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The paper is aged and yellowed.

